

～市制施行 10 周年記念事業～

10 周年カウントダウン ハッピースナップを募集!

市民の皆さんの笑顔いっぱいの写真を大募集!

当市は、3月27日に市制施行10周年を迎えます。この記念すべき日を迎えるにあたって、市のホームページでは市民の皆さんの笑顔の写真“ハッピースナップ”で10周年記念日までをカウントダウンします。

大切な家族や友達、職場の同僚との笑顔あふれる1枚をお待ちしています!

■募集内容

10周年の「10」にちなんだ写真、お祝い事のひとコマ「祝〇〇」の写真、幸せいっぱいの記念写真や、思い出の写真など、たくさんのハッピースナップをお待ちしています。

■応募資格

市内在住・在学・在勤の方および市内に事業所・店舗がある事業者の方

※ 未成年者は保護者の承諾が必要です。

■応募方法

現像された写真での応募とします。①写真と②「市制10周年カウントダウンハッピースナップ応募用紙」をあわせて、政策秘書課まで郵送または持参してください。詳細は、市10周年記念プロジェクトのホームページをご覧ください。(http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/10th/)

■応募期限

2月1日(月)必着

■作品の採用

先着50作品。

■ハッピースナップ掲載方法

ご応募いただいた写真は、市のホームページで日めくり形式で掲載します。掲載開始日は2月7日の予定です。

【作品提出・問い合わせ】

つくばみらい市10周年プロジェクトチーム事務局
〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田195 伊奈庁舎政策秘書課内 ☎58-2111 (内線1205)

■応募にあたっての注意事項

- (1) 応募者は、応募事業の照会や記録のために市が応募作品を利用することを認めることとします。
- (2) 応募作品は、採用・不採用に関わらず返却いたしません。
- (3) 作品の中に第三者が、法令に基づく意匠権、商標権、著作権などの権利を有している著作物を利用していないこととします。
- (4) 作品の提出にかかる費用については、応募者の負担とします。

(5) 応募作品について第三者から法令に基づく意匠権、商標権、著作権などの権利侵害の損害賠償などが提起された場合、市は一切の責任を負いません。

■個人情報および法的取扱いについて

- (1) 個人情報については、掲載に関わる事項、ハッピースナップ募集の目的以外で使用することはありません。
- (2) 法的取扱いにつきましては、応募された段階で、応募者の同意を得られたものとします。

市制施行 10 周年記念事業

市制 10 周年カウントダウンハッピースナップ応募用紙

(ふりがな) 氏名・代表者名	(男・女)	住所	〒 つくばみらい市
生年月日	年 月 日	連絡先 (電話番号・メールアドレス)	
親権者同意 (応募者が未成年者の場合)	未成年の応募にあたって親権者として同意します (自署)	写真の説明 だれと、どこで、どんなときに撮った写真ですか?エピソードがあればお聞かせください。	
掲載希望日	月 日	※ご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。	